

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/3/8号 (No. 401)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」で意見募集(国家知識産権網 2021年3月2日)
2. 「上海市知的財産権保護条例」、3月1日より施行(中国保護知識産権網 2021年3月1日)

○ 中央政府の動き

1. 中国国家知識産権局とタイ知的財産局、長官会合を開催(国家知識産権網 2021年3月3日)
2. 中国国家知識産権局とオーストリア特許庁、PPH 試行期間を延長(中国保護知識産権網 2021年3月2日)
3. 中国とEU、地理的表示の相互保護協定が3月1日より発効(商務部公式サイト 2021年3月1日)
4. 科学技術部長、第14次五カ年計画期間中のイノベーション取り組みを紹介(中国政府網 2021年2月27日)
5. 国家知識産権局、戦略的新興産業分類と国際特許分類参照関係表を発表(中国知識産権資訊網 2021年2月26日)

○ 地方政府の動き

1. 福建省福州、電子商取引の知財権保護体制整備に向けアリババと提携(中国保護知識産権網 2021年3月1日)
2. 四川と重慶が知的財産権保護強化の協力体制を確立(中国保護知識産権網 2021年3月1日)
3. 深セン、「科学技術イノベーション行動方案」を決定(中国保護知識産権網 2021年2月26日)

○ 司法関連の動き

1. 最高法院、知財民事事件の懲罰的賠償適用に関する司法解釈を發布(最高人民法院公式サイト 2021年3月3日)
2. 上海市検察院、所轄検察院に知的財産権弁公室を設置(中国保護知識産権網 2021年3月2日)
3. 最高人民法院知財庭、2020年度十大技術類知的財産権典型事例を公表(中国打撃侵權工作網 2021年3月1日)
4. 最高人民法院知識産権法廷、2020年の年次報告書を発表(最高人民法院公式サイト 2021年2月26日)
5. 最高法院、「知的財産権法廷裁判要旨(2020)」を公表(最高人民法院公式サイト 2021年2月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 税関総署、知的財産権保護の特別行動「龍騰行動2021」を開始(中国保護知識産権網 2021年3月2日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 東風汽車、武漢で自動運転タクシーの試乗サービスを開始(中国知識産権資訊網 2021年3月4日)

○ 統計関連

1. 国際特許出願、中国が2年連続世界一 昨年は6万8720件(国家知識産権網 2021年3月3日)
2. 北京の1万人あたり特許保有件数が155.8件に 国内最多(中国保護知識産権網 2021年2月26日)
3. 浙江、昨年の専利登録件数が37.3%増の10.7万件 過去最高更新(中国保護知識産権網 2021年2月26日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」で意見募集★★★

国の知的財産権保護の全面的な強化に関する施策を徹底し、専利（特許、実用新案、意匠）に対する行政保護を強化するために、国家知識産権局が改正「専利法」に基づいて「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法（意見募集稿）」を作成した。4月2日まで一般向け意見募集が行われている。以下の方式で意見を提出することができる。

▽電子メール zhifa@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083319

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局・知的財産権保護司・執法指導処 郵便番号100088

(出典：国家知識産権網 2021年3月2日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/2/art_75_157045.html

★★★2. 「上海市知的財産権保護条例」、3月1日より施行★★★

上海市第15回人民代表大会常務委員会の第28回会議で可決された「上海市知的財産権保護条例」が3月1日から施行される。上海初の知的財産保護に関する地方法規として、知的財産保護を強化し、国家知的財産戦略の実施を推進し、世界一流のビジネス環境とイノベーション環境作りに強力な法的保証を提供することが期待される。

「条例」は、専利（特許・実用新案・意匠）、商標、著作権、地理的表示、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種など、さまざまな知的財産権を対象としている。「条例」では、損害賠償の強化、刑事責任の厳格な追及、重点保護商標名簿制度の確立などが強調されている。知財管理部門に対して、知財侵害の多発領域と高発生リスクに焦点を合わせて積極的に管理監視を行うよう要求し、調停などの法的手段の活用も可能であると明確にした。

上海市は今後、「条例」の要求に従って知財保護の理念を革新し、知財保護の分野において、より高い法治水準に達成する取り組む方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202103/1959968.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国国家知識産権局とタイ知的財産局、長官会合を開催★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とタイ知的財産局（DIP）による長官会合が3月1日、テレビ会議形式で開催された。両長官はそれぞれ、知的財産権活動の最新の動きを紹介し、今後の活動計画について意見を交わした後、「知的財産権協力に関する覚書」に調印した。

覚書に特許や商標、意匠、集積回路配置図設計、地理的表示などの分野で双方の達成した合意が含まれ、今後の協力の全体的な枠組みが示されている。国家知識産権局の申長雨局長は、双方の長期に渡る友好協力関係と、「一帯一路」や中国 ASEAN 知財協力などの枠組みの下で展開してきた協力事業を評価したうえ、今回締結した覚書により、相互理解を一層深め、知的財産権分野の実務協力を推進し、さらに両国の経済発展に寄与していきたいと表明した。

(出典：国家知識産権網 2021年3月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/3/art_53_157147.html

★★★2. 中国国家知識産権局とオーストリア特許庁、PPH 試行期間を延長★★★

中国国家知識産権局とオーストリア特許庁が特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの期間をさらに5年間延長することで合意した。延長後の試行期間は2026年2月28日までで、PPH 請求に関する要件や手続きは変化がないという。

双方間の PPH 試行プログラムは2013年3月1日より開始し、2014年、2016年、2018年の3度に渡り延長された。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月2日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202103/1960019.html>

★★★3. 中国とEU、地理的表示の相互保護協定が3月1日より発効★★★

中国と欧州連合（EU）の地理的表示（GI）保護に関する協力協定が3月1日、正式に発効した。

中国とEUは2011年からGIの相互保護に向けた交渉を開始し、8年かけて19年末に合意に達し、昨年9月14日に正式に協力協定を締結した。今年1月末に双方が発効に必要な内部手続きを終え、3月1日より「協定」が正式に発効した。

「協定」は中国にとって、初の地理的表示に関する全面的かつ高水準な二国（地域）間条約であり、農産品や食品など500件を超える地域ブランドが対象となっている。双方はまた、保護された地理的表示が相手方の公式標識を使用できることに同意した。「協定」の発効は、中国とEUのGI保有者の権利・利益保護と安心感醸成につながり、関連製品の輸入を促進し、消費者たちが安心してお互いの良質な製品をより多く購入することが期待される。

中国とEUは今後、共同委員会を設立し、協定のより良い履行を目指すという。

（出典：商務部公式サイト 2021年3月1日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/news/202103/20210303041578.shtml>

★★★4. 科学技術部長、第14次五カ年計画期間中のイノベーション取り組みを紹介★★★

科学技術部の王志刚部長が26日、国務院新聞弁公室で行われた記者会見で、イノベーション型国家の建設を加速し、新しい発展局面を全面的にサポートすることをめぐり、第13次五カ年計画の科学技術イノベーションの成果を総括するとともに、第14次五カ年計画における科学技術イノベーションの取り組みの全体計画を紹介した。

王部長によると、第13次五カ年計画期間に中国の基礎研究経費は2倍近く増加し、去年は1500億元（約2兆5010億円）を超える見込みである。ハイテク企業が20万社を超え、研究開発者のフルタイム当量（FTE）はフルタイム換算労働者480万人を超えた。

第14次五カ年計画に向けて、王部長は「科学技術の新たな戦略的サポートの役割を十分に発揮させる必要がある」として、▽産業チェーン高度化の推進をめぐり、一連の重要コア技術のブレークスルーを加速し、先端技術の研究開発を強化する▽実体経済への支援をめぐり、科学技術成果の移転・応用を大規模に推進する▽国民の生命・健康の保障をめぐり、薬品などの研究開発・応用のイノベーションを強化する▽炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの目標の実現をめぐり、汚染の予防・抑制などの技術の難関攻略と応用普及を全力で推進する▽イノベーションシステム全体の機能の向上をめぐり、人材の持つ活力を喚起することを重点として、新たな科学技術体制の改革をスタートする——の5点を打ち出した。

（出典：中国政府網 2021年2月27日）

http://www.gov.cn/xinwen/2021-02/27/content_5589117.htm

★★★5. 国家知識産権局、戦略的新興産業分類と国際特許分類参照関係表を発表★★★

国家知識産権局がこのほど、「戦略的新興産業分類と国際特許分類の参照関係表（2021）（試行）」を発表した。国家戦略的新興産業の特許の発展状況に対するマクロ統計・モニタリングに適用され、各地域、各部門が関連産業の特許統計・モニタリングを行う際の参考資料となるという。

参照関係表は「戦略的新興産業分類（2018）」に基づき、産業直接対照、全面的カバー、応用位置優先といった原則に従って作成された。実施可能性と動的な調整可能性を重視し、情報技術、ハイエンド装備製造、新材料、バイオ、新エネルギー自動車、新エネルギー、省エネ・環境保護、デジタル・クリエイティブの9つの戦略的新興産業と国際特許分類の対照関係を確立した。計1872条を含む。戦略的新興産業の特許発展状況の全面的かつ正確な把握に向けて、統計的に根拠と保証を提供している。

国家知識産権局は今後、対照関係表の普及と運用を促進し、戦略的新興産業の特許に対する統計・モニタリングを定期的実施する方針であるという。

（出典：中国知識産権资讯网 2021年2月26日）

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=127624

○ 地方政府の動き

★★★1. 福建省福州、電子商取引の知財権保護体制整備に向けアリババと提携★★★

福建省福州市の市場監督管理局と電子商取引大手アリババグループはこのほど、「知的財産権保護と信用共同ガバナンス覚書」を締結し、電子商取引分野の知的財産権協同保護の体制整備に共に取り組むことで合意した。

「覚書」によると、双方は知的財産権保護に関する情報共有、紛争の迅速な処理、法執行活動への支援、国内権利者の知財権に対する保護の円滑化、信用情報の共有などで協力を行う。行政手段とアリババのデジタル技術を融合させて、電子商取引分野における知的財産権保護のレベルと質を高め、福州市のイノベーションとビジネス環境の最適化を推し進めていくという。

福州市の市場監督管理局は、知的財産権を全面的に守る活動体制の構築に取り組んでいる。昨年、知財紛争人民調停委員会の格上げや知的財産権仲裁センターの設立などの措置を講じて、知的財産権紛争の多元化解決体制を確立した。今回締結された覚書は、同市の知的財産権保護体制の更なる整備を一層促進すると見られている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202103/1959985.html>

★★★2. 四川と重慶が知的財産権保護強化の協力体制を確立★★★

2月26日、四川省と重慶市の高級人民法院、知識産権局が「成都重慶経済圏の知的財産権保護協力体制確立に関する覚書」を締結した。共同会議の実施、保護活動の連携、資源共有を含む6つの体制を導入し、知的財産権保護に共に取り組むよう推進することとしている。

覚書によると、成都と重慶で毎年、知的財産権保護活動共同会議を交互に開催し、経済圏の整備活動で浮上した重大な課題、法律問題、制度政策などを討議する。また、両都市の行政部門は情報共有、証拠移送、共同調査、共同エンフォースメントなどに関する制度を導入し、行政法執行の基準統一化や重要知財権の共同保護を推し進めていくという。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202103/1959964.html>

★★★3. 深セン、「科学技術イノベーション行動方案」を決定★★★

2月25日、中国科学技術部と深セン市人民政府が「中国特色ある社会主義先行モデル区における科学技術イノベーション方案」を共同で発布した。

同「方案」は、深センで知的財産権証券化試行プログラムを実施することや、知的財産権評価、企業融資支援、知的財産権担保融資などの制度を整備し、知的財産権を利用した融資チャネルの拡大により研究成果の資本化を促進することなどを求めている。

全体的な目標として、2025年に深セン市の研究開発費の総額が域内総生産の4.8%に達し、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願が2.5万件を超え、戦略的新興産業の付加価値が域内総生産の38%以上に達するなどを目指す。

このほか、5Gや次世代移動通信技術、人工知能、集積回路、バイオ医薬、先端設備、新素材、ブロックチェーンなどの分野のコア技術の研究開発と、ビッグデータやクラウドコンピューティングなどを駆使したスマートシティの整備を強化する方針を明確にした。

(出典：中国保護知識産権網 2021年2月26日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202102/1959933.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、知財民事事件の懲罰的賠償適用に関する司法解釈を発布★★★

最高人民法院の審判委員会が2月7日に開いた第1831回会議で、「知的財産権民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の司法解釈」を可決した。同司法解釈は3月3日より施行される。

「司法解釈」は、知的財産民事事件における懲罰的損害賠償の適用範囲や、「意図的」および「深刻な情状」の認定、基本賠償額の算出と倍数の決定などについて具体的な規定を設けている。明確な判決基準を通じて、各裁判所が懲罰的賠償規定を正確に適用するよう指導し、嚴重な知的財産権侵害行為を懲罰することが狙いである。懲罰的賠償制度の徹底に向けた重要な施策で、知的財産権の司法保護を全面的に強化する決意を示しており、イノベーションを取り巻く法治環境の更なる最適化に重要な意義があるとみられる。

(出典：最高人民法院公式サイト 2021年3月3日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288861.html>

★★★2. 上海市検察院、所轄検察院に知的財産権弁公室を設置★★★

上海市検察院は、市検察院と市検察院第三分院、及び浦東区、徐匯区、普陀区、楊浦区、静安区、閔行区の各検察院に、知的財産権に関わる刑事、民事、行政検察機能を統合した知的財産権弁公室を設置することを決定した。知的財産権関連の検察活動を専門的に扱い、知的財産権に対する全方位的で総合的な司法保護を推進することが狙いである。

市検察院の責任者によると、知的財産権検察弁公室は、知的財産権事件に関わる業務体制の専門化の徹底や、司法の公平・公正の促進、裁判所との連携強化、行政訴訟に対する監視強化、司法情報共有体制の整備、法に基づく行政の促進などで役割を発揮することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月2日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jc/jg/dfjcjg/202103/1960013.html>

★★★3. 最高人民法院知財庭、2020年度十大技術類知的財産権典型事例を公表★★★

最高人民法院の知識産権法廷が2月26日、設立2周年の記者発表会を北京で開催し、2020年度十大技術類知的財産権典型事例を公表した。

これらの典型的な事例には、特許侵害、コンピュータソフトウェア著作権侵害、営業秘密侵害、技術秘密侵害、集積回路配置設計侵害事例のほか、独占禁止事例も含まれている。技術分野別にみると、機械や化学工業などの従来の技術分野のほか、ハイテク材料、チップ技術、無線通信などの新技術分野もカバーしている。

最高法院・知識産権法廷の周翔・副院長は、これらの事例は国益、司法主権、および企業の正当な権利と利益を効果的に保護するという特徴を反映していると指摘した。その一例として、華為技術（ファーウェイ）が特許不実施主体（Non-Practicing Entity：NPE）である Conversant 社に対する特許非侵害の確認と標準必須特許の許可を求める紛争3案件で、最高法院は、知的財産権分野における最初の「行為保全裁定」を下した。

このほか、「カーボポール（Carbopol）技術秘密侵害事件」では、最高法院が被告の主観的悪意や立証妨害行為などを考慮し、懲罰的賠償の上限5倍を適用する判断を下し、「バニリン（Vanillin）営業秘密侵害事件」では、最高法院が過去最高の1億5900万元（約26億3000万円）の賠償額の支払いを命じた。これらの事例は今後各法院での参照判例となるという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年3月1日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202103/337093.html>

★★★4. 最高人民法院知識産権法廷、2020年の年次報告書を発表★★★

最高人民法院知識産権法廷は2月26日、2020年度の年次報告書をホームページで公表した。報告書では2020年度最高人民法院の知識産権法廷により取り扱われている事件について、各種のデータや特徴の分析がまとめられている。

報告書によると、同法廷が昨年新規受理した技術関連知財事件は3176件、結審件数は2787件、結審率は76%（前年事件512件を含む）であった。新規受理件数は前年比63%、1231件増加し、結審件数は同95%、1354件増加した。いずれも高い増加率を示している。2020年、裁判官一人当たりの結審件数が82.5件で、前年同期比73%増加している。1件当たりの平均審理期間は、民事第二審実体事件が121.5日、行政第二審事件が130.7日となっている。

新規受理した民事事件の内訳は、特許侵害事件435件、実用新案侵害事件754件、専利出願権及び専利権帰属紛争事件163件、コンピュータソフトウェア紛争事件360件、技術契約紛争事件67件、営業秘密紛争事件44件、植物新品種紛争事件40件、独占事件30件、集積回路配置設計紛争事件5件、その他50件となっている。権利帰属紛争は前年度の9件から163件に急増し、営業秘密や植物新品種、集積回路配置設計に関わる紛争事件も昨年より明らかに増加している。

また、新規受理した外国、台湾、香港、マカオに関連する事件は前年比116%増の376件で、全体の12%を占める。内訳は民事二審事件が288件、行政事件が148件であった。

(出典：最高人民法院公式サイト 2021年2月26日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288081.html>

★★★5. 最高法院、「知的財産権法廷裁判要旨（2020）」を公表★★★

中国の最高人民法院（最高裁）が2月26日、「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨（2020）」を公式ウェブサイトで公表した。

「裁判要旨」は、知的財産権法廷が2020年に結審した2787件の技術類の知的財産権事件の中から55件の典型的な事件を選び出し、▽専利（特許、実用新案、意匠）民事事件▽専利行政事件▽植物新

品種事件▽営業秘密事件▽コンピュータソフトウェア事件▽集積回路配置図設計事件▽独占禁止事件▽管轄異議など手続に関わる事件——の8つの観点から46条の裁判規則をまとめた。2020年度の技術類知的財産権事件の特徴を要約するとともに、最高人民法院知的財産権法廷がこういった難解、複雑、新しいタイプの事件を審理する際の司法理念、裁判の考え方、判断方法を示した。

(出典：最高人民法院公式サイト 2021年2月26日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288131.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 税関総署、知的財産権保護の特別行動「龍騰行動2021」を開始★★★

税関総署がこのほど、知的財産権を守るための特別行動「龍騰行動2021」を開始した。権利侵害の新たな手口、流通ルートに焦点を合わせて取り締まりを強化することとしている。

特別行動において、貨物運輸の分野では北アメリカやEU、南アメリカ、アフリカ、「一带一路」沿線国に輸出される権利侵害貨物の監視管理を強化し、郵送分野では北アメリカ、EU、日本などの国・地域に輸出される食品や薬品、タバコ、腕時計、衣服などの侵害商品の摘発に重点を置くという。

税関総署の統計によると、今年1月と2月、全国の税関で合わせて、6280ロットの権利侵害被疑貨物を差し押さえ、昨年同期に比べて2.37倍増加した。税関総署が確認した知的財産権税関保護の登録申請は同5%増の2862件に達した。

(出典：中国保護知識産権網 2021年3月2日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202103/1960016.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 東風汽車、武漢で自動運転タクシーの試乗サービスを開始★★★

中国の大手自動車メーカー東風汽車がこのほど、自動運転タクシーの試乗体験サービスを武漢市の経済技術開発区で正式に始動した。

同サービスに使われる42台の自動運転タクシーは、東風汽車のテクノロジーセンターが独自に開発した「東風領航 Robotaxi (ロボタクシー)」である。「東風領航」は、同社の純電気自動車 (BEV) 「風神 E70」をベースに、高精細カメラやレーザーレーダー、ミリ波レーダーなどのセンサーからなる高精度測位システムと、高性能コンピューティングプラットフォーム、車両ネットワーク通信機器などを搭載した。第5世代移動通信 (5G) 技術や北斗ナビゲーション、クラウド技術など、独自の知的財産権を保有する技術を活用し、複雑な交通状況を迅速に識別、対応し、車両のクラウド監視や遠隔予約などの機能を実現した。

同社は今後2、3年で同開発区に200台以上の自動運転タクシーを導入するとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2021年3月4日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=127727

○ 統計関連

★★★1. 国際特許出願、中国が2年連続世界一 昨年は6万8720件★★★

世界知的所有権機関 (WIPO) が2日、最新の報告書を発表した。報告書によると、昨年、中国が特許協力条約 (PCT) を通じて提出した国際特許出願は、前年比16.1%増の6万8720万件に達し、引き続き世界をリードした。

WIPOによると、2020年が新型コロナウイルス感染症の影響にもかかわらず、PCT国際特許出願が前年比4%増の27万5900件と過去最多を更新した。国別にみると、首位中国の出願件数は6万8720件で、米国が5万9230件で続き、3～5位は日本 (5万520件)、韓国 (2万60件)、ドイツ (1万8643件) の順だった。上位10か国では、中国が2桁成長を達成した唯一の国であった。

企業別では、中国の華為技術 (ファーウェイ) が5464件の出願で4年連続首位に立った。これに、韓国のサムスン電子、日本の三菱電機、韓国のLGエレクトロニクス、米国のクアルコムが続いた。

教育機関別では、上位10校のうち中国が5校を占める。それぞれ中国の深セン大学、清華大学、浙江大学、大連理工大学、華南理工大学だった。

(出典：国家知識産権網 2021年3月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/3/art_55_157101.html

★★★2. 北京の1万人あたり特許保有件数が155.8件に 国内最多★★★

北京の昨年の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数は 25 万 7009 件、登録件数は 16 万 2824 件であった。有効特許件数は 33.6 万件に達し、人口 1 万人あたり特許保有件数は国内最多の 155.8 件となっている。2 月 25 日に開かれた北京市知的財産権活動会議で、市知識産権局の楊東起局長が明らかにした。

昨年の商標出願件数は 56.5 万件、登録件数は 36.3 万件。著作権登録件数は 100.5 万件、ソフトウェア著作権登録件数は 20.4 万件。植物新品種の出願件数は 564 件、登録件数は 88 件。地理的表示製品が 13 件になっている。

北京の各裁判所で昨年結審した知的財産権事件は 6.8 万件で、行政管理部門は合わせて 3580 件の違反事件を取り締まった。また、昨年、北京の 135 件の専利が第 21 回中国専利賞を受賞し、この中で金賞は 7 件、全体の約 2 割を占めた。

（出典：中国保護知識産権網 2021 年 2 月 26 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202102/1959929.html>

★★★3. 浙江、昨年の専利登録件数が 37.3%増の 10.7 万件 過去最高更新★★★

浙江省市場監督管理局が公表したデータによると、昨年、浙江の特許登録件数が前年比 46.9%増の 5.0 万件で、全国 3 位となった。特許、実用新案、意匠をあわせた専利の登録件数は同 37.3%増の 10.7 万件で、件数も伸び幅も過去最高を更新した。

昨年の専利出願件数に対する登録件数の比率は 73.8%、前年に比べて 8.3 ポイント上昇した。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は通年で 4307 件、国内 4 位となっている。PCT 国際出願件数の伸び幅は 70.6%、4 年連続で国内首位に立っている。

登録された特許の中で、戦略的新興産業に関するものは 3.63 万件、72.7%を占める。内訳は次世代情報技術が 1.46 万件、先端設備製造が 1.04 万件、生命健康が 0.44 万件、新素材が 0.27 万件となっている。

（出典：中国保護知識産権網 2021 年 2 月 26 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202102/1959930.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved